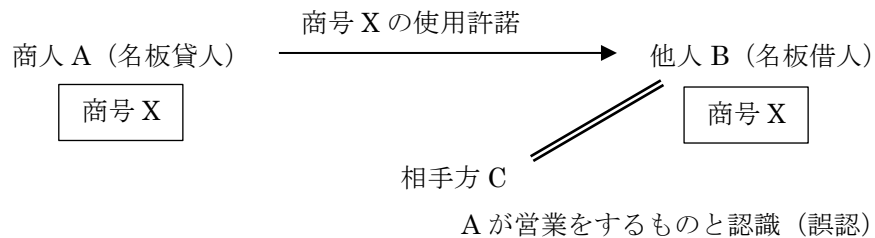


6. 名板貸、支配人

6-1. 名板貸

(1) 意義

商人・会社が自己の商号を使用して営業・事業を行うことを他人に許諾



・著名な商人・会社の信用利用

・免許・登録営業（多くの場合禁止：金商 36 の 3、道運 33 条、宅建業 13 など）

(2) 名板貸人の責任（商 14、会社 9）

名板貸人は、名板貸人がその営業を行うものと認識して名板借人と取引をした者に対して、名板借人と連帯して、その取引によって生じた債務を弁済する責任を負う

権利外観法理

= 外観への信頼を保護するために、外観を作り出した者が責任を負う

（表見代理（民 109・110・112）、表見支配人（会社 13、商 24）etc.）

取引の相手方の主観的要件

最判昭 41・1・27 民集 20-1-111（誤認について重過失ある相手方）

最判昭 43・6・13 民集 22-6-1171（相手方の重過失の証明責任）

(3)名板貸人と名板借人の営業の同種性

相手方の誤認→名板貸人と名板借人の営業の同種性？

事例 6-a 名板貸人と名板借人の営業の同一性

Yは「現金屋」という商号で店舗を構えて電気器具商を営んでいたが、廃業して他所に引っ越した。Yは、その際に「現金屋」の看板をそのままにするとともに、Y名義のゴム印、印鑑、小切手帳等を店舗に置いたままにしておいた。その後、Yの使用人であったAは、同じ店舗で同じ商号で食料品店を始めたが、Yもそのことを知っていた。また、Yは、電気器具商を営んでいた頃に利用していたY名義の預金口座をAが利用することを承諾していた。XはAに対して食料品を卸していたが、取引相手方はYであると考えていた。

最判昭 43・6・13 民集 22-6-1171

「商号は、法律上は特定の営業につき特定の商人を表わす名称であり、社会的には当該営業の同一性を表示し、その信用の標的となる機能をいとなむものである。商法二三条〔商 14、会社 9〕は、このような事実に基づいて、自己の商号を使用して営業をなすことを他人に許諾した者は、自己を営業主と誤認して取引した者に対し、同条所定の責任を負うべきものとしているのである。したがって、現に一定の商号をもって営業を営んでいるか、または、従来一定の商号をもって営業を営んでいた者が、その商号を使用して営業を営むことを他人に許諾した場合に右の責任を負うのは、特段の事情のないかぎり、商号使用の許諾を受けた者の営業がその許諾をした者の営業と同種の営業であることを要するものと解するのが相当である。」

「ところで、本件において、……上告人[Y]は、その営んでいた電気器具商をやめるに際し、従前店舗に掲げていた「現金屋」という看板をそのままにするとともに、上告人名義のゴム印、印鑑、小切手帳等を店舗においておき、訴外篠崎[A]が「現金屋」の商号で食料品店を営営することおよびその後経営していたことを了知していたこと、同訴外人は、本件売買取引の当時、右ゴム印および印鑑を用いて上告人名義で被上告会社[X]……にあてて約束手形を振り出していたこと、上告人は、自己の営業当時、売上金を「現金屋」および上告人名義で銀行に普通預金にし、その預金の出し入れについて上告人名義の前記印鑑を使用していたが、訴外篠崎が食料品店を始めるに当たって、同訴外人に対して自己の右預金口座を利用することを承諾し、同訴外人もこれを利用して預金の出し入れをしていたこと、同訴外人は上告人の営業当時の使用人であり、かつ上告人の営業当時の店舗を使用した関係にあつたというのである。このような事実関係のもとにおいては、訴外篠崎が、上告人の廃業後に、上告人の商号および氏名を使用して上告人の従前の営業とは別種の営業を始めたとしても、同訴外人と取引をした被上告人……がその取引をもつて上告人との取引と誤認するおそれが十分あつたものというべきであり、したがって、上告人の営業と訴外篠崎の営業とが業種を異にするにかかわらず、なお上告人において同訴外人の右取引につき商法二三条〔商 14、会社 9〕所定の責任を負うべき特段の事情がある場合に当たるものと解するのが相当である。」

営業の同種性

⇔ 特段の事情

(看板はそのままその名で営業／Y名義の預金口座の利用許諾／AはYの元使用人)

判例＝同種性を実は重視せず？ —— 学説＝同種性を要求しないのが多数説

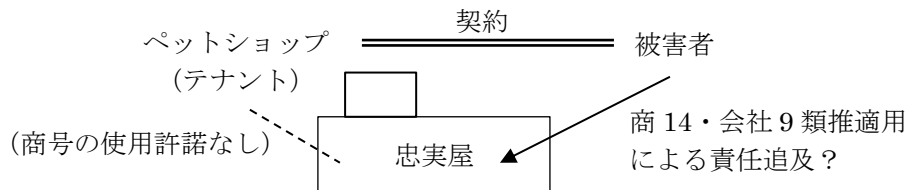
(4) 黙示の許諾

事例 6-a の場合

(5) 類推適用

事例 6-b スーパーマーケットのテナントと名板貸

X は、忠実屋（スーパーマーケット）小田急相模原店の屋上でテナントとしてペットショップを経営する A ペット店から手乗りインコを購入した。忠実屋の建物の外部には、忠実屋の商標を表示した大きな看板が掲げられていたが、テナント名は表示されておらず、建物内部の表示でも、ペットショップの営業主体が A ペット店であることは明らかにされていなかった。X が購入したインコはオウム病クラミジアにかかっており、これが X の家族に伝染し、X の家族 1 名がこれによって死亡した。



最判平 7・11・30 民集 49-9-2972

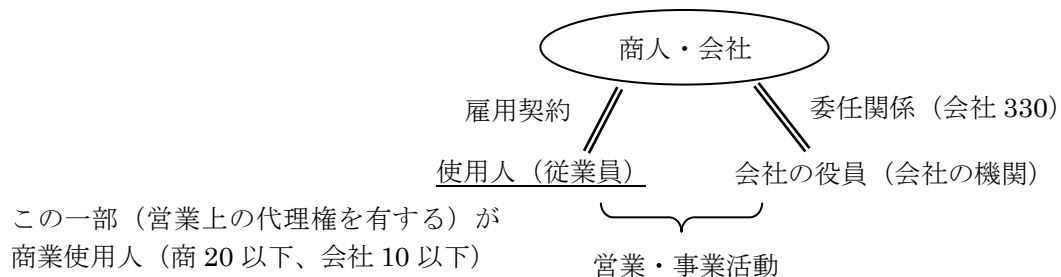
「本件においては、一般の買物客が…ペットショップの営業主体は忠実屋であると誤認するのもやむを得ないような外観が存在したというべきである。そして、忠実屋は、…本件店舗の外部に忠実屋の商標を表示し、〔A ペット店〕との間において、…出店及び店舗使用に関する契約を締結することなどにより、右外観を作出し、又はその作出に関与していたのであるから、忠実屋は、商法二三条〔商 14、会社 9〕の類推適用により、買物客と〔A ペット店〕との取引に関して名板貸人と同様の責任を負わなければならない。」

6-2. 商人の補助者

(1) 補助者と商法総則・商行為法

使用人（従業員）＝商人に雇用されその指揮命令に服する →このうち一部が商業使用人（商 20 以下、会社 10 以下）	
補助商 ＝補助される者とは独立の商人	代理商（商 27 以下、会社 16 以下） ＝特定の商人のために活動
	仲立人（商 543 以下）、問屋（商 551 以下） ＝不特定の商人のために活動

(2) 商業使用人



商法総則の規定：代理 ⇔ 雇用関係（民法・労働法）

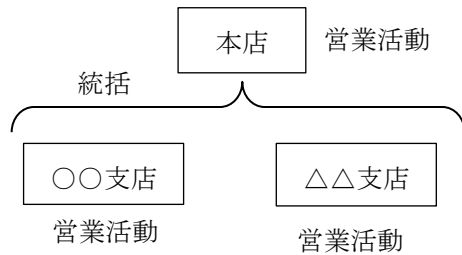
① 支配人（商 20～24、会社 10～13）：包括的権限

② 委任を受けた使用人（商 25、会社 14）

③ 物品販売店の使用人（商 26、会社 15）

6-3. 支配人

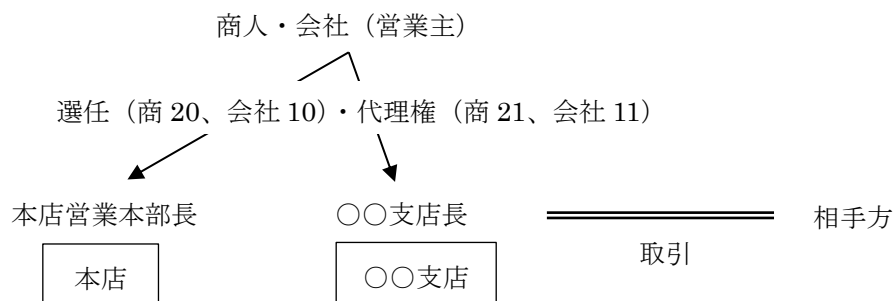
(1) 支配人（商 20、会社 10）と営業所



商法総則の規定＝「営業所」に言及
会社法の規定＝「本店」「支店」に言及

＊「営業所」「本店」「支店」に認められる効果 [テキスト 1 編 8 章 2 節三]

支配人＝営業所の営業の主任者として選任された使用人



包括的な代理権（商 21 I、会社 11 I）

事例 6-c 支配人

ハルさんは、上京区で花屋を開業した。この花屋の業績は好調であったため、ハルさんは、京田辺市に 2 号店をオープンした。ハルさんはナツさんを 2 号店の支店長として、2 号店の営業を任せた。

(2)選任・終任

選任（商 20、会社 10）、登記（商 22、会社 918）

株式会社の場合（会社 362IV③）

終任事由

=①代理権消滅・解任（民 111・651・653、商 506）、②雇用関係終了（民 626 以下）、
③営業廃止・会社解散

(3)支配人の競業避止義務・営業禁止義務

営業主の許可を受けなければ、自己または第三者のために営業主の営業の部類に属する取引をしてはならず（競業避止義務。商 23 I ②、会社 12 I ②）

→損害額推定（商 23 II、会社 12 II）

*取締役の競業取引のルール（会社 356 I ①・365 I・423 II→「会社法 I」）

営業主の許可を受けなければ、自ら営業を行うことや、他の商人の使用人・他の会社の取締役等になることは許されず（営業禁止義務。商 23 I ①③④、会社 12 I ①③④）